

国民健康保険への加入を忘れていませんか？

日本では、すべての方がいずれかの医療保険に加入する「国民皆保険制度」となっているため、小松島市に住所を有する74歳以下で職場の健康保険などに加入していない方は、小松島市国民健康保険（市国保）に加入しなければなりません。

会社を退職して健康保険がなくなったときなどは、14日以内に市健康増進課で加入の手続きをしてください。

※届出が遅れた場合は、保険税をさかのぼって納めていただくことがあります。

被保険者証の窓口交付を希望する場合

必ず顔写真付の身分証明書（運転免許証、パスポート、住基カードなど）をご持参ください。

各手続きは代理の方でも可能です

代理の方が届出をする場合は、代理の方の身分証明書（顔写真付）をご持参ください。

【お問い合わせ・届出先】

市健康増進課国保担当（市役所1階⑤番窓口）
TEL 32・2113 / FAX 35・0173

国民健康保険加入は14日以内に届出を

こんなとき	必要なもの
他の市区町村から転入	印鑑
職場の健康保険をやめた	印鑑・健康保険資格喪失証明書
子どもが生まれた	印鑑
任意継続の期間が満了	印鑑・健康保険資格喪失証明書または任意継続の保険証

国民健康保険をやめるとき

こんなとき	必要なもの
他の市区町村に転出	保険証・印鑑
職場の健康保険に加入	加入した職場の保険証・保険証（市国保）・印鑑
市国保の加入者が死亡	保険証・印鑑

その他

こんなとき	必要なもの
保険証を紛失	顔写真付の身分証明書・印鑑
市内で住所を移転	保険証・印鑑
修学のため、別に住所を定めた	在学証明書・印鑑

健康保険証に変更があったとき

健康保険証の記載内容に変更があったときは、左記制度の変更届が必要です。手続きに必要なものをご持参のうえ、市健康増進課医療年金担当（市役所1階④番窓口）まで申請してください。



【子どもはぐくみ医療費助成制度】

- ◎ 子どもの健康保険証の記号番号が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき
- ◎ 扶養者が変わったとき

▼ 持参物：子どもの健康保険証・受給者証・印鑑
※被保険者または扶養者が変更された場合は、所得課税証明書も必要となります。ご了承ください。

【重度心身障害者医療費助成制度】

- ◎ 加入している健康保険証の記号番号が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき
 - ◎ 新しく手帳が交付されたとき（障がいの程度や等級の変更がない場合を含む）
- ▼ 持参物：身体障害者手帳・療育手帳・健康保険証・受給者証・印鑑

【お問い合わせ・申請先】

市健康増進課医療年金担当（市役所1階④番窓口）
TEL 32・4120 / FAX 35・0173